

各 位

東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号 株式会社オートバックスセブン 代表取締役 社長執行役員 湧田 節夫 [コード番号 9832 東証第一部] 問い合わせ先 IR・広報部長 椎野 泰成 TEL 03-6219-8787

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月24日開催予定の当社第68期定時株主総会に、下記の通り「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2014年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という)において、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、改正会社法が2015年5月1日に施行されることを条件として、定款第29条第2項(取締役の責任免除)および第37条第2項(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、改正会社法が2015年5月1日に施行されることの条件付きで、監査役全員より同意を得ております。

2. 定款変更の内容

租行完款

(下線_____は変更部分)

L	九11 足承	发
	(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
	第 29 条	第 29 条
	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ
	り、社外取締役との間に、当会社に対する損	り、業務執行取締役等でない取締役との間に、
	害賠償責任に関する契約を締結することがで	当会社に対する損害賠償責任に関する契約を
	きる。ただし、その賠償責任の限度額は、 <u>1,000</u>	締結することができる。ただし、その賠償責
	万円以上であらかじめ定められた金額または	任の限度額は、法令が定める金額とする。

現行定款	変更案
法令が定める金額 <u>のいずれか高い額</u> とする。	
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第 37 条	第 37 条
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ
り、社外監査役との間に、当会社に対する損	り、 <u>監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠
害賠償責任に関する契約を締結することがで	償責任に関する契約を締結することができ
きる。ただし、その賠償責任の限度額は、 <u>500</u>	る。ただし、その賠償責任の限度額は、法令
万円以上であらかじめ定められた金額または	が定める金額とする。
法令が定める金額 <u>のいずれか高い額</u> とする。	

3. 日程

① 定款変更のための株主総会開催予定日 : 2015 年 6 月 24 日 (水曜日)② 定款変更の効力発生予定日 : 2015 年 6 月 24 日 (水曜日)

以上